

令和8年度 京都市立明親小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

京都市においても、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、全国に先駆けて全ての市立学校にいじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、「一人一人の子どもを徹底的に大切にす」という教育理念の下、児童・生徒の豊かな感性・情操、他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめを無くす行動力の育成に努めてきた。

本校においても、「学校いじめの防止等基本方針」を定め、定期的な児童アンケートの実施や、いじめ対策委員会を開き、いじめの防止に努めてきた。

しかしながら、いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たない。文部科学省は、平成29年3月に「いじめ防止対策推進法」の見直しとして、基本方針を改定した。その内容や本市の現状を踏まえ、京都市では「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。

それを受け、本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）

ア 委員会名 明親小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部会に属している教員・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー

ウ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応

- ・関係機関、専門機関との連携対応

エ 開催時期

定例委員会は、原則として月一回開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

オ 児童生徒・保護者への周知

- ・参観・学級懇談会の中で保護者啓発
- ・朝会等全校集会の場で、全校児童に周知

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止プログラム

ア 学習環境の整備・授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育・人権教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・授業参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・本校の教育の基盤に「人権教育」を置き、子どもたち一人ひとりのよさを伸ばしながら、すべての教育活動の場で、子どもたちが人権意識を持ち、行動化していくことを目指した取組を進める。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童生徒同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・11月に人権集会で「いじめ問題」や「よりよい人間関係」について話し合い、考える時間を設ける。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・憲法月間の5月の朝会で、学校長から全校児童に人権にかかわる絵本の読み聞かせを行う。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「明親小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業と保護者懇談会を実施する。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・前期と後期に学校評価の児童による記名式アンケートを実施し、6月・11月にいじめに関するアンケートを実施して実態の把握に努める。
- ・4～6年生については、6月・11月にクラスマネジメントシートを活用する。

(イ) 教育相談の実施

教育相談主任とスクールカウンセラーが中心となって、相談活動を積極的に行う。その際、各担任はアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) いじめが起こったときの措置

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導體制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

◎いじめ発生時の対応

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をとらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・「いじめの解消」は、いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3か月以上継続していることとする。また、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。
- ・その間、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・5月、9月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「明親小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・いじめ問題や「明親小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、PTAや地生連で情報交換等を実施する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組み	未然防止の取組	早期発見・積極的認知への取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認と共有」 ・不登校・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」	【共通】 ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員会の紹介」 ・SNSの取り扱いについて配布	前年度の状況を学年で共有 (2～6年)	授業参観① 学級懇談会①の中で保護者 啓発 家庭訪問ポストイン週間
5	生徒指導研修会 「見守る児童の情報共有」	朝会（憲法月間） 1年生を迎える会 「あいさつ運動」強化週間 人権朝会 6年修学旅行		憲法月間「学校だより」で啓発 希望個人懇談週間 学校運営協議会で説明① 休日参観
6	不登校・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、見守る児童の確認」	5年花背山の家宿泊学習	いじめに関するアンケートの実施 クラスマネジメントシート の実施（4～6年）教育相談	地生連
7	不登校・いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・いじめに関するアン ケート結果の共有」 不登校・いじめ対策委員会④		アンケート結果の学年集約 と共有	個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認①PDCA サイクル」 小中合同教職員研修会 「いじめについての情報共有と連携」			
9	不登校・いじめ対策委員会⑥・生徒指導研修会 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」①			
10	不登校・いじめ対策委員会⑦ 職員会 「学校評価の結果の共有」①	運動会	児童・保護者・教職員による 学校評価	
11	不登校・いじめ対策委員会⑧ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、見守る児童の確認」		いじめに関するアンケート の実施 クラスマネジメントシート の実施（4～6年）	道徳・人権学習の授業参観、懇談会
12	不登校・いじめ対策委員会⑨	学習発表会 人権集会（低・中・高）		個人懇談会
1	不登校・いじめ対策委員会⑩ 「クラスマネジメントシート・いじめに関するアン ケート結果の共有」	「あいさつ運動」強化週間		自由参観 新1年半日入学保護者説明会
2	不登校・いじめ対策委員会⑪ 生徒指導研修会 「いじめ防止プログラムの見直しと確認②PDCA サイクル」	持久走大会	児童・保護者・教職員による 学校評価	地生連
3	不登校・いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し	6年生を送る会 卒業式		学校運営協議会で説明と評価 学級懇談会